

平成27年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年12月15日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成27年12月15日(火)

午前10時00分 開議

会 期 平成27年12月11日～12月18日(8日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第93号	平成27年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
3	議案第94号	平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
4	議案第95号	平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
5	議案第96号	平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
6	議案第97号	平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決

(午前11時48分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。日程第 2 議案第 93 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 3 議案第 94 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4、議案第 95 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 96 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 6 議案第 97 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 5 件を一括して議題とします。これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 93 号から議案第 97 号までの平成 27 年度奥多摩町一般会計並びに特別会計等の補正予算、計 5 件につきまして提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 93 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,168 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 2,666 万 3,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、6 万 6,000 円を追加し、使用料及び手数料の合計を 1 億 472 万 5,000 円に。国庫支出金のうち国庫補助金は、357 万 2,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 1 億 7,625 万 2,000 円に。都支出金のうち都補助金は、480 万 3,000 円を減額し、都支出金の合計を 25 億 84 万 1,000 円に。財産収入のうち財産売払収入は、384 万 5,000 円を追加し、財産収入の合計を 5,531 万 7,000 円に。繰入金のうち基金繰入金は、6,900 万円を追加し、繰入金の合計を 3 億 3,022 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、7,168 万円を追加し、歳入の合計額を 66 億 2,666 万 3,000 円とするものでござい

ます。

次に、2ページをごらんください。

歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、34万3,000円を追加し、議会費の合計を1億230万5,000円に。総務費のうち総務管理費は、635万円を追加。徴税費は、74万7,000円を減額。戸籍住民基本台帳費は、120万3,000円を追加。選挙費は、34万1,000円を追加。監査委員費は、5万8,000円を追加し、総務費の合計を10億4,116万2,000円に。民生費のうち社会福祉費は、890万2,000円を追加。児童福祉費は、645万3,000円を追加。国民年金費は1万8,000円を追加し、民生費の合計を11億1,597万7,000円に。衛生費のうち保健衛生費は、130万9,000円を追加。清掃費は、1万円を減額し、衛生費の合計を6億2,837万1,000円に。農林水産業費のうち農業費は、12万5,000円を追加。林業費は、261万1,000円を追加。水産業費は7万円追加し、農林水産業費の合計を8億4,554万5,000円に。商工費のうち観光費は、町制施行60周年記念町民宿泊補助事業費の増額に伴い、3,280万3,000円を追加し、商工費の合計を5億5,856万3,000円に。土木費のうち土木管理費は、45万5,000円を追加。道路橋梁費は、31万9,000円を追加。住宅費は、棚沢地内若者住宅建設に伴う測量及び設計委託料などによりまして、952万円を追加し、土木費の合計を12億9,595万2,000円に。消防費は、120万円を追加し、消防費の合計を2億2,718万8,000円に。

3ページをごらんください。教育費のうち教育総務費は、71万2,000円を追加。小学校費は、16万円を追加。中学校費は、財源の組みかえで補正はなく、給食費は、職員の人事異動に伴い、337万8,000円を減額。社会教育費は33万4,000円を追加。保健体育費は川井地内スポーツ広場のトイレ整備に伴い、277万9,000円を追加し、教育費の合計を5億4,599万1,000円に。諸支出金のうち定住促進基金費は6万6,000円を追加し、諸支出金の合計を7万8,000円に。予備費は、予算調整により31万6,000円を減額し、予備費の合計を1,216万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の7,168万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の66億2,666万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第93号の説明を終わります。

次に、議案第94号 平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」によるということで、1 ページをごらんください。

歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち利用管理費は、10 万円を減額し、総務費の合計を 7,523 万 8,000 円に。予備費は 10 万円を追加し、予備費の合計を 38 万円とするもので、今回の補正につきましては、歳出の財源を組みかえるもので、金額に変更はございません。

以上で、議案第 94 号の説明を終わります。

次に、議案第 95 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,519 万 8,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち使用料は、60 万円を追加し、使用料及び手数料の合計を 2,000 万円とするもので、今回の歳入補正額は、60 万円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,519 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち一般管理費は、10 万 6,000 円を追加。利用管理費は、119 万 9,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,510 万 6,000 円に。予備費は、70 万 5,000 円を減額し、予備費の合計を 9 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 60 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,519 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 95 号の説明を終わります。

次に、議案第 96 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるということで、1 ページをごらんください。

歳入の説明をさせていただきますけれども、今回、歳入につきましては、ごらんのとおり変更はございません。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち総務管理費は、228 万 6,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 2,110 万 2,000 円に。事業費のうち下水道事業費は、422 万 5,000 円を減額。浄化槽市町村整備推進事業費は、193 万 9,000 円を追加し、事業費の合計を 12 億 1,803 万 1,000 円とするもので、今回の歳出の補正は、財源の組みかえを行うもので、金額に変更はございません。

以上で、議案第 96 号の説明を終わります。

次に、議案第 97 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条、平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというので、今回の病院事業会計補正予算につきましては、3 条予算のみの補正となります。内容につきましては、表にございます参考の欄に記載がありますように、給与費は、78 万 6,000 円の減額。経費は、78 万 6,000 円の追加を行うもので、財源の組みかえを行うものでございます。第 3 条、予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用のできない経費、1 職員給与費、2 億 8,094 万 6,000 円を 2 億 8,016 万円に改めるものでございます。

以上で、議案第 97 号の説明を終わります。

以上、議案第 93 号から議案第 97 号までの 5 会計の補正予算の説明を終わります。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、議席に着席したままで、簡潔に行っていただくようお願いします。

初めに、議案第 93 号について各課長から順次所管の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） それでは、議案第 93 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、内容のご説明をいたします。

補正予算書の 6 ページをお開きください。

歳入でございます。初めに、款 12 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 04 土木使用料、節 01 住宅使用料の 6 万 6,000 円につきましては、説明欄に記載しております、いなか暮らし支援住宅使用料で、この内訳は第 1 回いなか暮らし支援住宅梅澤の年額使用料 2 万

6,000 円。第 2 回いなか暮らし支援住宅海澤の年額使用料 4 万円で、合わせて 2 件分の年額使用料を新たに追加するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金の総務費国庫補助金は、72 万 9,000 円の増額となります。電子計算開発費で、選挙人名簿システム改修補助金として、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられることに伴うシステム改修費として、補助率 2 分の 1 で交付されるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費国庫補助金では、児童福祉費補助金において、215 万 8,000 円を増額するもので、内訳でございますが、保育緊急確保事業補助金では、66 万 9,000 円の減額。子ども・子育て支援交付金では、放課後児童健全育成事業費及びファミリーサポートセンター事業費が交付金の対象となったことから、合わせて 282 万 7,000 円の増額となります。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費国庫補助金でございますが、68 万 5,000 円の増額となります。中学校統合に伴い、奥多摩中学校までの通学距離が 6 キロメートル以上となる古里地区の生徒の通学費のうち市町村が負担した交通費を対象に、統合後 5 年間に限り、基本補助率 2 分の 1 で支給されるへき地児童生徒援助費補助金を新たに計上するものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 14 都支出金、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金で、205 万 1,000 円を減額するもので、内訳でございますが、社会福祉費補助金では、高齢者見守り相談窓口設置等事業補助金の補助基準から見守りシステム設置に係る費用が対象外となったことから、高齢社会対策包括補助事業補助金の対象事業に組みかえたこと及び現在建設中のシルバー人材センター活動拠点施設の契約金額等の確定に伴う補助金額の減額等により、合わせて 80 万 7,000 円の減額。児童福祉補助金では、子ども・子育て支援交付金により、放課後児童健全育成事業費及びファミリーサポートセンター事業費が国庫補助金と同額を交付されるかわりに、従来の放課後児童健全育成事業補助金及び保育緊急確保事業補助金が減額となったことで、124 万 4,000 円を減額することによるものです。

7 ページをお開き願います。目 03 衛生費都補助金では、18 万 2,000 円を減額するもので、医療保健政策包括補助事業補助金において、高齢者熱中症等対策事業費の額の確定によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 04 農林水産業費補助金 456 万円の増額につきましては、都補助林道開設事業補助金の 862 万円の増額は、名坂線林道開設工事の現場精査による変更に伴う増額でございます。

次に、都補助林道改良舗装事業費補助金の406万円の減額につきましては、説明欄の補助対象となる4路線の調整によるものでございます。

次に、目06土木費補助金、市町村土木補助金の713万円の減額につきましては、説明欄の補助対象となる7路線の額の調整によるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款15財産収入では、不動産売払収入といたしまして、384万5,000円の増でございますが、町が販売をいたしました川井分譲地8区画のうち、B区画の売買が成立したことによりまして、代金318万8,000円及び町道袖入下線建設に伴う残地の払い下げ59.02平米分の65万7,000円をそれぞれ実績により計上するものでございます。なお、川井分譲地の残る1区画につきましても、ここで売買契約が締結をされまして、8区画全てが完売となりました。

次の款17繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金が2,100万円の増、8ページを繰入金をいただきまして、次の公共施設整備基金繰入金が800万円の増、次の観光施設等整備基金繰入金が4,000万円の増は、いずれも財源調整によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 補正予算書9ページからは歳出となりますが、その前に、人件費につきまして、総括的に説明をさせていただきます。

補正予算書の31ページ、給与費明細書をごらんください。

31ページは、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。長等の期末手当17万円、議員の期末手当40万8,000円、計57万8,000円の増額は、後ほど説明をいたします、一般職も同様でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、予算計上をさせていただいたものでございます。本年の東京都人事委員会の勧告は、一般職の給料は0.12%、特別給は0.1カ月分の引き上げとなっております。本来ですと、給与条例の改正案も本定例会でご審議をいただくところでございますが、本年は臨時国会が開会されず、国の給与法改正案の審議が年明けに持ち込まれることとなりました。町は東京都人事委員会の勧告により改正を実施しているところでございますが、地方自治体の給与改定につきましては、国の改正に先行しないよう求められていることから、給与法が決定されてから3月定例会を目途に上程をさせていただく予定でございます。予算につきましては、年間の所要額の調整も含めて、本定例会で計上をさせていただくものでございます。また、共済費の長等の60万円の減額は、年間所要額を調整させていただくものでございます。

32ページをごらんください。一般職でございます。上から3行目、比較の欄でございますが、職員数は増減なし、給与費の給料は29万1,000円の増額、職員手当は601万6,000

円の増額。一つ飛ばしまして、共済費につきましては、361万5,000円の減額。合計で269万2,000円の増額でございます。

給料及び職員手当のうち、下段の職員手当の内訳欄でございます期末勤勉手当につきましては、先ほどご説明させていただきました東京都人事委員会の勧告に基づく給与改定を見込んだものでございます。期末勤勉手当以外の職員手当及び共済費につきましては、一般職の年間所要額を調整したものでございます。その下段の表は職員手当の内訳となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

9ページにお戻りください。歳出に入ります。

初めに、款1議会費でございます。議会費の総額は、34万3,000円の増額となります。内訳ですが、議会事務局費の6万5,000円の減額は、人件費でございます。議会運営費は40万8,000円の増額で、給与費明細書でもご説明いたしましたが、期末手当の支給率を勘案したものでございます。

次に、款2総務費でございます。項1総務管理費でございますが、一般管理費は、総額で322万5,000円の増額でございます。内訳ですが、一般管理費の307万円の増額は人件費で、人事異動により給与費から一般管理費へ1名異動したことによることも増員の要因でございます。

次の災害対策用職員住宅管理費の15万5,000円の増額は、需用費として、大氷川住宅の修繕費が15万円。

10ページをごらんください。役務費として、現在、長畑に建設をしております災害対策用職員住宅の建物災害共済保険料を5,000円増額させていただくものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の財産管理費71万3,000円の増は、需用費のうち消耗品20万円の増につきましては、コピー用紙ほかの購入、修繕費50万円の増は、旧古里中学校水道の漏水の修繕と旧日原小学校の雨漏り修繕などを見込むものでございます。次の役務費1万3,000円の増につきましては、旧古里中学校の電話回線使用料を見込むものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の電子計算費、電子計算開発費の145万9,000円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、選挙人名簿システム改修費委託料を計上させていただくものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の地域振興費では、コミュニティ施設管理費41万3,000円の増は、負担金補助及び交付金で、常磐自治会が生活改善センターのトイレを改

修するための費用に対しまして、80%の補助金を見込むものでございます。

次のコミュニティ施設整備事業費 33 万 8,000 円の増は、同じく常磐生活改善センター排水設備等の接続工事費の増によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、車両費、車両管理費は、20 万 2,000 円の増額でございます。需用費の消耗品費 19 万 2,000 円の増額は、庁用車のタイヤの購入を。

11 ページをごらんください。公課費の 1 万円の増額は、庁用車の重量税を増額させていただくものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の款 02 総務費、項 02 徴税費、01 税務総務費の 74 万 7,000 円の減につきましては、人件費の調整で、次の総務費、項 03 戸籍住民基本台帳費、01 戸籍住民基本台帳費の 86 万 5,000 円につきましても、人件費の調整でございます。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費の 01 社会保障・税番号制度の 206 万 8,000 円の増につきましては、委託料で 13 万 9,000 円の増。マイナンバー対応のプリンターの保守委託料の計上と 18 の備品購入費 192 万 9,000 円の増は、マイナンバー対応プリンター 2 台分の購入を見込んでおります。1 月以降に配付される個人番号カードの所有者が転入または住所変更をする場合、カードの裏側に変更内容を記入しますが、文字を小さく記入する上で、手書きでは記入できないため、本庁と古里出張所に 1 台ずつ配備する予定です。

○総務課長（井上 永一君） 次に、項 4 選挙費の選挙管理委員会費 34 万 1,000 円の増額及び項 6 監査委員費、5 万 8,000 円の増額は、それぞれ人件費でございます。

総務費は以上でございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 03 民生費でございます。社会福祉総務費では、社会福祉総務費及び国民健康保険事業費において、職員人件費の所要額の調整のため、合わせて 124 万円を増額するもので、次の老人福祉費では、合わせて 560 万 8,000 円を増額するものですが、内訳でございますが、14 ページをごらんください。高齢者福祉地域支援事業費では、歳入でもご説明いたしましたが、高齢者熱中症等対策事業費におきまして、印刷製本費及び委託料で、事業費の確定により減額し、償還金・利子及び割引料において、過年度都補助金の返還金の増額により、合わせて 8 万 5,000 円の増。次の高齢者見守り相談事業費、次の高齢者緊急通報システム事業費及び次の高齢者火災安全システム事業費におきましては、償還金・利子及び割引料で過年度都補助金の返還金として、それぞれ金額欄記載の金額を増額するもので、次の高齢者自立支援住宅改修給付事業費では、扶助費で住宅改修の件数の増加により、121 万円の増額。償還金・利子及び割引料で過年度都補助金返還金 16 万円を増額し、合わせて 137 万円を増額するものです。

15 ページをお開き願います。高齢者自立支援日常生活用具給付事業費、次の老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業費及び次の高齢者外出支援サービス事業費でも同様に、償還金・利子及び割引料で過年度都補助金返還金として、金額欄記載の金額を増額するもの。次のシルバー人材センター補助事業費では、役務費において、現在建設中のシルバー人材センター横の屋外拠点の建物災害共済保険料の増額により、5,000 円を増額。次の介護保険事業費では、職員人件費の所要額を調整し、次の低所得高齢者在宅生活支援事業費では、対象者数の増により、30 万円を増額するものです。

次の心身障害者福祉費では、205 万 4,000 円を増額するもので、内訳でございますが、16 ページをごらんください。心身障害者福祉費、次の重度障害者見学事業費、次の重度身体障害者（児）住宅設備改善等事業費では、償還金・利子及び割引料で過年度都補助金返還金として、それぞれ金額欄記載の金額を増額し、次の障害者総合支援事業費では、償還金・利子及び割引料で、過年度国庫負担金、過年度都補助金及び過年度都負担金の返還金として、合わせて 150 万 3,000 円を増額。次の障害者自立支援医療事業費では、償還金・利子及び割引料で、過年度国庫負担金及び過年度都負担金の返還金として、合わせて 17 万 3,000 円の増額。次の障害者地域生活支援事業費及び次の重度身体障害者等緊急通報システム事業費でも、償還金・利子及び割引料で、過年度都補助金返還金として、それぞれ金額欄記載の金額を増額するものです。

17 ページをお開き願います。在宅障害者自立生活サポート事業費におきましても、償還金・利子及び割引料で、過年度都補助金返還金として、2 万 1,000 円を増額するものです。次の児童福祉総務費では、42 万 9,000 円を増額するもので、この内訳でございますが、児童福祉総務費では、職員人件費で所要の調整により、33 万 9,000 円の増額。乳幼児医療費町単独助成事業費では、社会保険加入者の医療費の増額により、9 万円を増額するものです。次の児童措置費では、600 万円を増額するもので、保育所措置費において、子ども・子育て支援新制度において、入所児童数の増加により増額するものです。次の放課後児童健全育成事業費では、新制度において国庫補助金の交付があったことから、財源組みかえを行ったことで、予算の増減はございません。

18 ページをごらんください。子ども家庭支援センター事業費では、2 万 4,000 円を増額するもので、この内訳ですが、子ども家庭支援センター事業費において、職員人件費の調整により増額。次の育児支援家庭訪問事業費においては、国・都補助金の減額により財源組みかえを行ったもので、予算の増減はございません。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 03 国民年金費、国民年金総務費の 1 万 8,000 円の増

につきましては、人件費の調整となります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 04 衛生費でございます。保健衛生総務費では、41万6,000円を増額するもので、19ページをお開き願います。この内訳ですが、保健衛生総務費では、委託料において相談員の委託単価の増額により、1万8,000円の増額。次の古里診療所事業費では、工事請負費において、古里診療所施設内に引き込んでいる水道管の口径が文化会館本体と同口径であったことから、使用料に比較して、基本料金が高額過ぎるという申し出を受け、小口径の水道管に変更するための工事費として、26万4,000円を増額。

次の保健福祉センター管理費では、備品購入費において、地下1階に設置されている消火栓の消防用ホースが耐用年数を超えているとの消防署の指摘に基づき購入するため、2万6,000円を増額。負担金・補助及び交付金において、9月の第3回定例町議会において、ご決定いただきました携帯電話外部アンテナ設置負担金において、工事業者の再調査により、さらにアンテナを増設する必要が生じたことから、10万8,000円を増額するものです。

次の予防費では、83万5,000円を増額するもので、内訳として、感染症予防対策事業費において、インフルエンザワクチンの薬価の改定に伴い、79万円を増額し、食育推進事業費では、料理講習会等における材料費等の消耗品費で、4万5,000円を増額するものです。

次の母子保健事業費では、5万円を増額するもので、この内訳として、5歳児健康診査事業費において、対象児童数の増加に伴い、契約時間数が増えることから、医師・臨床心理士委託料を増額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の目 04 環境衛生費、環境衛生総務費の8,000円の増につきましては、人件費の調整で、次の衛生費の項 02 清掃費の清掃総務費1万円の減につきましても、人件費の調整となります。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、款 06 農林水産業費でございます。項 01 農業費の農業委員会費、13万9,000円の増額は、人件費によるものです。

次の21ページをお願いします。農作物有害鳥獣対策事業費は、総額で1万4,000円の減額を見込むものです。内訳でございますが、節 07 賃金では、2万9,000円の減額を、節 11 需用費では、1万5,000円の増額を、いずれも年間所要額の調整により見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 06 農林水産業費、項 02 林業費、目 01 林業総務費の4万1,000円の増額につきましては、給料及び職員手当の15万6,000円の増額となり、共済費の11万5,000円の減額は、説明欄のそれぞれの手当の調整によるものでございます。

次に、目 04 林道治山費、257 万円の増額につきましては、02 都補助林道開設事業費、862 万円の増額は名坂線林道開設工事による現場精査の結果、工種変更や工事区間の延伸による増額変更によるものでございます。

次に 03 都補助林道改良（舗装）事業費の減額につきましては、13 の委託料の大丹波線林道実施設計委託が不要となったことから、25 万円の減額となり、次に、15 工事請負費は都の内示額が町の当初要望額を下回ったため、21 ページから 22 ページの説明欄記載の各路線で事業の見直しを行った結果により、580 万円の減額となるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、項 03 水産業費の 7 万円の増額は、人件費によるものです。

次に款 07 商工費でございます。項 02 観光費の目 01 観光総務費は、総額 3,280 万 3,000 円の増額を見込むものです。内訳でございますが、節 02 給料から節 04 共済費の各補正は人件費によるもので、次の 23 ページをお願いします。節 13 委託料におきましては、説明欄にございます第 28 回日本鍾乳洞サミット in 奥多摩業務委託につきましては、業務が終了したことから、100 万円を不用額として減額を見込み、この 11 月より募集を開始しました町民宿泊補助事業委託につきましては、利用見込み 3,370 万円の増額を見込んだことによるものです。次に、花の里づくり事業 30 万円の減額は、申請取り下げにより、負担金・補助及び交付金の不用額を見込むものです。

次に、目 02 観光施設費の観光施設維持管理費は、総額 30 万円の増額を見込むものです。内訳でございますが、節 11 需用費におきまして、トイレトーパー等の消耗品費 10 万円の増額と水道使用料等の光熱水費 20 万円の増額を利用増により見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費の 45 万 5,000 円の増額につきましては、給料及び職員手当 27 万 5,000 円の増額となり、共済費で 1 万円の減額は、説明欄のそれぞれの人件費の調整によるものでございます。11 需用費の 19 万円の増額は、道路照明等の電気料が増となるものでございます。

次に、24 ページをお願いいたします。款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費、48 万 1,000 円の増額につきましては、11 需用費の修繕費で、45 万 4,000 円の増額は、地域整備課で管理している除雪時に使用するホイールローダーの修繕費の増額によるものでございます。次に、12 役務費の通信運搬費で、2 万 7,000 円の増額につきましては、小河内振興財団と契約を結んでいるホイールローダーの車検代行手数料及び保険料により、増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費、816 万 1,000 円の減額につきましては、01 都補助道路新設

改良事業費、1,126万円の減額は、13委託料で一部の地権者との合意形成が図れないことから、竹の平中線を補助事業より除いたため、250万円の減額となるものでございます。

次に、15工事請負費は、補助事業による対象7路線については、説明欄記載にある補助対象路線の額の確定によるものと、現場精査の結果により、842万4,000円の減額となるものでございます。

次に、17公有財産購入費の八桑寺前線用地買収費の33万6,000円の減額につきましては、町単独道路新設改良事業費の科目の振りかえ及び不用額となるものでございます。

次に、町単独道路新設改良事業費の309万8,000円の増額につきましては、13委託料で、小丹波地内高畑天神林線にかかわる地権者の理解が得られたことから、実施設計を行うため、250万円の増額をするもので、次に、17公有財産購入費の59万8,000円の増額は、八桑寺前線用地買収費の5万6,000円が補助対象とならなかったため、都補助道路新設改良事業費から振りかえとなるもので、25ページの高畑天神林線用地買収費は、道路用地の買収費として、54万2,000円を計上するものでございます。

次に、款08土木費、項02道路橋梁費、目04橋梁新設改良費、800万円の増額につきましては、15工事請負費で女夫橋補修工事の当初設計との差異や工事着手の準備段階で足場を設置し、床版を確認したところ、腐食や劣化の進行が予想以上にあったため、主に床版補修工事を増額変更するものでございます。

次に、款08土木費、項04住宅費、目01住宅管理費の152万円の増額につきましては、給料及び職員手当、共済費、旅費で説明欄記載のそれぞれを調整するものでございます。次に、11需用費の106万1,000円の増額は、町公営住宅の水道料及び外灯の電気料が増額となり、また町営公営住宅の退去後のハウスクリーニング及び一般修繕として増額するもので、12役務費の1万2,000円の増額は、建設中の小丹波第一住宅の保険料として、増額するものでございます。

次に26ページをお願いいたします。目02住宅建設費、棚沢地内若者住宅建設事業費の800万円の増額につきましては、棚沢地内坂下に若者住宅建設を予定していることから、13委託料で説明欄記載のそれぞれの業務委託を計上するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款9消防費、項1消防費でございます。常備消防費は100万1,000円の増額で、常備消防である奥多摩消防署の消防事務委託費負担金の負担額確定によるものでございます。非常備消防費、非常備消防総務費、19万9,000円の増額は、人件費でございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、款10教育費でございます。27ページをごらんくだ

さい。まず、項1教育総務費の事務局費でございますが、71万2,000円の増額は、人件費の調整及び需用費の印刷製本費で、4月に発行した中学校統合に伴う奥多摩の教育臨時号の増額分を計上するものでございます。

次に、項2小学校費の小学校教育振興費でございますが、16万円の増額は備品購入費で、社会科副読本等で活用するために奥多摩町の地図データの購入費を計上するものでございます。

次に、項3中学校費の中学校教育振興費でございますが、歳入の国庫補助金で中学校統合に係る遠距離通学費の補助金を計上したことによる財源組みかえを行うものでございます。次に項4給食費の給食管理費でございますが、337万8,000円の減額となります。

28ページをごらんください。内訳でございますが、11月から職員1名減員に伴う人件費の減と賃金では勤務実績による50万円の減額を見込み、また、需用費の消耗品では、小学生用のうどん用おわんの購入費を、修繕費ではスチームオーブン及び食器洗浄機の修理費をそれぞれ計上するものでございます。

次に、項5社会教育費の社会教育総務費は、34万4,000円の増額となります。内訳でございますが、社会教育総務費の29万9,000円の増額は、人件費の調整によるものでございます。

29ページをごらんください。次の文化会館管理費の4万5,000円の増額は役務費で、文化会館の電話料の増額を見込むものでございます。次に、水と緑のふれあい館運営事業費の1万円の減額は、人件費の調整によるもの。

次の森林館事業費は、青梅商工会議所に巨樹・巨木データの更新処理を委託しておりますが、その契約形態により、使用料及び賃借料から委託料に組みかえるもので、予算の増減はございません。

次に、項6保健体育費の社会体育施設維持管理費の277万9,000円の増額は、需用費の光熱水費で、日原スポーツコミュニティ会館の水道料の増額を、また、工事請負費では、川井地内スポーツ広場のトイレを設置する経費を計上するもので、設置後の水道料等の維持管理は自治会にお願いするものでございます。

教育費につきましては、以上でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 30ページをごらんください。款13諸支出金、定住促進基金費、6万6,000円の増は、本補正予算書、歳入の初めでご説明をいたしました、いなか暮らし支援住宅2件分の使用料6万6,000円を当該基金に積み立てるものでございます。次の款14予備費の31万6,000円の減は、予算調整によるものでございます。

以上で、議案第 93 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 93 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。午前 11 時 5 分から再開いたします。

（午前 10 時 50 分 休憩）

（午前 11 時 5 分 再開）

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 94 号及び議案第 95 号について、説明を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 議案第 94 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

3 ページをお開きください。歳出となります。

項 01 一般管理費は、総額 16 万 9,000 円の増額を見込むものです。職員給与等となりますので、内訳は後ほど給与明細でご説明をさせていただきます。

次に、目 02 事業費は、総額 26 万 9,000 円の減額を見込むものです。内訳でございますが、節 12 役務費では、ホイールローダー自主点検に伴う車両管理費諸費用として、3 万円の増額を見込み、節 13 委託料では、体験教室指導委託が荒天等による中止となった分につきまして、21 万 6,000 円の減額を見込み、蓄熱暖房機器点検業務委託 18 万 3,000 円の減額は、東京都によりまして、新しくエアコンが設置され、不用となったため皆減を見込み、ホームページ改修業務委託 10 万円の増額は、閲覧数などの情報を把握するための改修を見込んだことによるものです。

次の款 02 予備費 10 万円の増額は、予算調整によるものです。

次の 4 ページをお願いします。給与明細でございますが、上段、総括表の一番下、比較欄の給与費の左から二つ目、給料は 4,000 円の増額を。次の職員手当は 16 万円の増額は、下段、職員手当の内訳をごらんください。各手当のうち期末勤勉手当を 16 万円の増額を見込んだことにより、上段の表にお戻りください。右から三つ目、共済費は 5,000 円の増額を、それぞれ一般会計同様により、増額を見込んだことによるものでございます。

以上で、議案第 94 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 95 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入となります。

歳入でございますが、款 01 使用料及び手数料の 60 万円の増額につきましては、野営場使用料の実績により、見込むものです。

次に 6 ページをお願いします。歳出でございます。

項 01 一般管理費は、総額 10 万 6,000 円の増額を見込むもので、職員給与等となりますので、内訳は後ほど給与明細でご説明をさせていただきます。

次に、項 02 利用管理費は、総額 119 万 9,000 円の増額を見込むもので、内訳でございますが、節 11 需用費、48 万 8,000 円の増額は、消耗品費 10 万円と修繕費 38 万 8,000 円の増額を、今後の利用見込みにより、節 12 役務費 8 万 6,000 円の増額は、広告掲載料 3 万 5,000 円とピアノ調律代 2,000 円及びバーベキュー用コンロ等、不用となった粗大ごみを処理するため、4 万 9,000 円を見込んだことにより、節 13 委託料 26 万 8,000 円の増額は、浄水場維持管理業務委託にろ材交換を加えることを見込み、節 14 使用料及び賃借料、35 万 7,000 円の増額は、チラシ等の印刷により、複写機使用料及び A E D リース代による増額を見込むものです。

次に、7 ページをお願いいたします。款 02 予備費、70 万 5,000 円の減額は、ただいまご説明させていただきました費用に充てることを見込んだことによるものでございます。

次に、8 ページをお願いします。給与明細でございますが、上段の総括表の一番下、比較欄の給与費の左から二つ目、給料は 1,000 円の増額を。次の職員手当は 9 万 5,000 円の増額。下段の職員手当の内訳をごらんください。各種手当のうち超過勤務手当は 10 万円の減額を、通勤手当は 10 万 5,000 円の増額を、期末勤勉手当は 9 万円の増額を見込んだことにより、上の表にお戻りください。右から三つ目の共済費は 1 万円の増額をそれぞれ一般会計同様の考え及び今後の使用見込みにより、計上したものでございます。

以上で、議案第 95 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 94 号及び第 95 号の説明は終わりました。

次に、議案第 96 号についての説明を求めます。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 96 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入になります。

款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金、繰入金の総額の変更はござ

いませんが、歳出の変更に伴い、説明欄のとおり、各事業への振り分けを調整するもの
でございます。

次に6ページをお願いいたします。歳出になります。

款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、2万7,000円の減額は、給料及び職
員手当等の共済費それぞれの調整によるものでございます。

次に、目02維持管理費、231万3,000円の増額の内訳につきましては、奥多摩処理区
の11需用費で127万6,000円の増額は、川井地内及び小丹波地内のグラインダーポンプ3カ
所の修繕費を見込むものでございます。

次に、13委託料の103万7,000円の増額につきましては、大氷川地内の不明水の調査を
行うものでございます。

次に、款02事業費、項01下水道事業費、目02下水道事業費、422万5,000円の減額
の内訳につきましては、6ページの01小河内処理区で3万2,000円の増額は、給料及び職員
手当、共済費のそれぞれの調整によるものでございます。

次に、6ページから7ページにかけてお願いします。02奥多摩処理区の425万7,000円
の減額につきましては、7ページの3万7,000円の増額は、給料及び職員手当、共済費、
旅費のそれぞれを調整するもので、次に、13委託料の429万4,000円の減額につきま
しては、委託料の額の確定により減額するものでございます。

次に、款02事業費、項02浄化槽市町村整備推進事業費、目02浄化槽市町村整備推進事
業費、193万9,000円の増額につきましては、10万9,000円の増額は、給料及び職員手当、
共済費のそれぞれの調整によるもので、次に、11需用費の100万円の増額は、合併処理浄
化槽の修繕費を見込むもので、次に、役務費の83万円の増額は、合併処理浄化槽20カ所
分のくみ取り費用が増額となったものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。補正予算前後の比較
で、給与費欄の給料2万6,000円の増額で、職員手当・共済費は、職員手当は18万8,000
円の増額となり、計21万4,000円の増額となります。共済費は9万円の減額となり、合計
12万4,000円の増額でございます。次に職員手当の内訳につきましては、下表の補正予算
前後比較欄をごらんください。地域手当が3,000円の増額となり、下段の比較欄に移りま
して、期末勤勉手当18万5,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第96号の説明は終わりました。

次に、議案第97号についての説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 97 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、表紙のページ、第 2 条、収益的収支予算について収入の補正はなく、支出の項中の増減がここに記載のとおりでございます。また、資本的収支予算の補正はございません。

それでは 1 ページをお開き願います。収益的支出の実施計画でございます。支出でございますが、項 1 医業費用の目 1 給与費は 78 万 6,000 円減額し、2 億 8,016 万円とするものです。内訳につきましては、給料を 127 万円減額、手当を 50 万 4,000 円増額、法定福利費を 2 万円減額するもので、これらは職員人件費の所要額の調整によるものでございます。

次に、目 3 経費は 78 万 6,000 円増額し、1 億 2,611 万 2,000 円とするものです。内訳につきましては、消耗品費を 50 万円増額、光熱水費を 40 万円増額、燃料費を 11 万 4,000 円減額するもので、これらも支出の見込みの増減によるものでございます。

次の 2 ページ、給与費明細書は、今、補正予算の内訳の説明でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第 97 号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 97 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第 93 号については、歳入歳出それぞれを一括し質疑を行い、議案第 94 号から 97 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

初めに、議案第 93 号の歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。12 ページのマイナンバー対応プリンターについて、ご質問します。

○議長（須崎 眞君） 歳入。

○1 番（大澤由香里君） すみません。失礼しました。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員。

○8 番（原島 幸次君） 8 番、原島でございます。1 点お聞きしたいんですが、7 ページの財産収入の件なんですが、不動産売却収入、これが 384 万 5,000 円、これは町の若者住宅の川井の土地の土地代金の売却というふうを考えてよろしいんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 7 ページでよろしいですか。

○8 番（原島 幸次君） はい。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 8 番、原島幸次議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、ここは川井分譲地 8 区画のうちの B 区画が今回売れたということで、318 万 8,000 円を組ませていただいたということで、川井の分譲地については、先ほどもご説明したとおり、残る 1 区画についても、ここで契約が整いまして、今後、所有権移転をするということで、川井の分譲地 8 区画は全て完売したという状況でございます。

なお、それプラス、ちょうど柚入下線の建設に伴う用地の残地が発生しましたので、その面積 59.02 平米分の代金 65 万 7,000 円を追加をいたしまして、合計で 384 万 5,000 円ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 93 号の歳入の質疑を終結します。

次に議案第 93 号の歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。先ほど失礼しました。

12 ページのマイナンバー対応プリンターの購入費ですけれども、国が勝手に押しつけてきたマイナンバー制度に伴う購入費用なんです、国の補助金ではなく、町の一般財源からの支出となっておりますが、これは町独自の判断ということでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 1 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

このマイナンバーの対応プリンターにつきましては、西多摩地区などもそれぞれの市町村でお話の中で、とてもカードの裏に裏書きはできないということで、皆さんお持ちであります運転免許証なども住所が変わったりしますと、警視庁などもそのプリンターを用いまして、住所を裏書きしているということでございます。非常に小さい枠の中にその文字を入れなきゃいけないということで、手書きはできないというふうな状況で、各市町村もこの予算を計上しているというふうな状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、大澤議員の質問の中で、ちょっと看過できない部分がありますので発言させていただきます。マイナンバー法、要するに法律であります。法律が施行された場合には、都道府県、市町村はその法律に基づいて、住民の福祉を執行していくということでありますから、マイナンバー法が押しつけられたという感覚はいかなものかというふうに私は思います。特に町の場合には、法律に従いまして、条例を制定し、その法律の範囲内で執行していくというのが私たちに課せられた責務でありますから、押しつけられたという発言は、今後控えてもらいたいというふうに思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ございますか。

石田議員。

○5番（石田 芳英君） 5番、石田でございます。2点ばかりご質問をしたいと思うんですけれども、22ページから23ページにかけての観光総務費の中の町民宿泊補助事業委託費増ということで、3,370万円ほど増加になっておりますけれども、かなり大きな増減の補正でございまして、好評だったのかなと推測されるんですけれども、この今までの宿泊の実績についてと、あと、今後の見込み数ですかについて、教えていただければと思います。

もう一点は、26ページの棚沢地内の若者住宅建設事業費で、今回新しく800万円増額補正ということで、新しくつくられるということですが、これのもっと具体的に土地取得の経緯とか、あるいは、広さとか計画などについてお知らせいただければと思います。

以上2点、お伺いします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番、石田議員の町民宿泊事業の実績と今後の見込み等についてということで、そちらの点につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。既に、町民宿泊事業につきましては、チラシを各戸に配付をさせていただいたところで、ご存じだとは思いますが、11月5日から受け付けを開始しております。実績についてでございますけれども、この12月13日までの申請分ということで、申請いただきました方の数につきましては、402名ということで、かなり多くの方にお申し込みを既にいただいているところです。今後の見込みについてなんですが、現在、旅館、国民宿舎、民宿等を合わせまして、9軒の施設がこの事業に賛同していただいております。3月31日までが使用の期限ということで、町民の方皆様にお知らせをしているところです。そういったことから、今後の見込みを立てた中で、この程度行くであろうという、そういう金額を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 私のほうからは、2点目の若者住宅のこの用地の取得の部分について、お答えをさせていただきたいと存じます。

この用地につきましては、平成25年度、福島博様からご寄附をいただきました筆の中の一部でございます。位置につきましては、棚沢字車屋敷741番2、184平米でございます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 詳しい具体的な内容につきましては、まだ次年度計画でございますので、今回の補正で計上させていただいた業務委託の中で、今後検討していきたいと考えております。今の段階では、町有地内に1棟2戸の住宅を建設する予定で、今、計画を進めておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

7番、高橋邦男議員。

○7番（高橋 邦男君） 7番、高橋です。質問の項目は、今、石田議員が2件質問しました同じ項目なんですけど、質問の内容が違うので、お願いしたいと思います。

1点目は23ページの町民宿泊補助事業委託増、3,370万円ということで、それで、年度当初の予算がたしか750万だったと思うんですね。その750万を聞いたときに、全町民ですから、五千五、六百人ですか、割ると、ちょっとおかしいなというのを感じたんですね。どうしてここで3,370万円が出てきたのか。もう最初から見込みがある程度できていたんじゃないかな。何か事情があれば、答えてほしいなというのが1点。

それから、26ページの棚沢の若者住宅建設ですけれども、今は小丹波のほうの若者住宅建設中、来年4月からですか、入居も始まる。それから、次年度についても、まだ残りの住宅も建設するというので、ここで立て続けに若者住宅の建設が始まって、もちろん若者の住環境を考えたときに、需要等があるからだと思うんですけど、やはり若者の住環境整備ということで言えば、空き家バンク、それから、分譲地の販売等ということもあるんで、その辺の方針、やっぱり長期的な方針があると思うんですよ。今後の需要だとか、あと、ほかの支援の部分も含めて。ですから、その辺でもし聞かせていただければ、ありがたいなと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

す。

私のほうからは、1点、この予算の組み方のお話をちょっとさせていただきたいと存じますけれども、当初予算で750万ということで、ご指摘のとおりでございますけれども、これは当初予算の組む編成過程において、予算調整がなかなかできないという状況の中で、口開け的に750万円という額で入れさせていただいたと。実際には、今回、状況を見ながら、補正予算で対応するという考え方に立って、予算を編成したものでございますので、ご理解を頂戴したいと存じます。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7番、高橋議員の町民宿泊補助事業につきまして、私のほうからもご説明をさせていただきたいと思います。

町民の方につきましては、11月時点で、5,396名の方ということで、ここからお金の必要のない乳幼児、こちらが108名ということで、それを除いた分ということで、まず基本的な考えとして持たせていただいています。また、今、申し上げたように、旅館、民宿等を合わせまして9軒というような施設の内容になっておりますので、その能力ですとかということ、また、ニーズを含めて、現在、7割の方の利用を見込んで、対象者の7割分を予算計上をさせていただいているというようなことでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありませんか。

河村町長。

○町長（河村 文夫君） 若者の定住の関係でお話がありました。これは、従来から私自身がこの会議の中、あるいは、いろんな部分で説明をしております。というのは、若者住宅、今、高齢者の率が多くなってきているので、毎年、若者住宅を10戸ぐらいずつつくっていかないと、Uターン・Iターンをしないと、人口の減になる。あるいは、高齢者の皆さんの安全・安心を確保できない。だから、やっていくんだということを、再三にわたって、私はお話をしているつもりです。と同時に、若者が住んでいただいた場合に、将来にわたって住んでいただくということであれば、それを併用して分譲住宅をつくって行って、将来的には、賃貸住宅じゃなくて、若者住宅に住んでほしい。

また、職員に全体的な空き家のプロジェクトをつくって、今、調査をいたしました。400棟というお話も議会の中でさせていただきました。その中のJRの5駅の部分についても、ゾーニングをさせてもらいましたよというお話もさせてもらっています。そういう部分で、そういういろんなことをかみ合わせながらやっていくということでございますから、これ

については、施政方針、あるいは、その時々将来にわたってのお話をしているつもりで
ございますけれども、まだ理解をされていないのかなというふうに思いますけれども。そ
のようなことでございますので、これは一連の流れの中で、将来的に第5期長期総合計画、
10カ年に向かって、毎年毎年積み上げていくという事業であります。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

8番、原島幸次議員。

○8番（原島 幸次君） 8番、原島幸次でございます。17ページ目の02保育所措置費
の600万が、これは増えているんです。氷川保育園、古里保育園も両方増えております。
非常にいいことかなと。子どもさんが増えるということは、委託料が増えるわけですから。
そして、また川井の分譲地も、先ほど聞きましたように、各担当のご努力で全部完売でき
たと。そこには、子どもさんもまた何人も来る。また、古里のほうでも、先般、いろいろ
入る人の入札があって、また、ほかの青梅のほうの地域外からも奥多摩へ入ってくると。
あるいは、奥多摩に勤めていて、子どもさんが今、青梅にいるんだけど、一緒に来るとい
うようなことで、非常にいいことかなと。これからこれが増えると思うんですが、もし、
細かいちょっと人員の増加の補足説明があれば、教えていただければありがたいと思
います。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、原島議員のただいまの保育所措置費の増の要因
ということで、ご質問いただきました。具体的に申し上げますと、これは年度比較で、26
年11月と27年11月の比較をいたしまして、13名の増ということでございます。内訳と
しては、氷川が10名、古里が3名ということなんですけれども、年度間の措置費の調整に
よりまして、古里保育園のほうが多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありませんか。

10番、師岡伸公議員。

○10番（師岡 伸公君） 10番、師岡でございます。19ページの衛生費の中の中段、予
防費、感染症予防対策事業費で、高齢者のインフルエンザ予防接種委託と出ております。
先ほど薬価の改定というご説明をいただきました。高齢者の場合には、インフルエンザが
生死に直結する場合が非常に高いというのがありますので、このあたりの事業をしっかり
と見ていただければ、大変ありがたいと思うんですけれども。高齢者、何歳以上の方がど
のくらいの接種率で今、受けているか。それから、今後、どのくらいを見込んでいるか。

もし、数字等がわかりましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 10番、師岡議員の高齢者インフルエンザ予防接種事業についてのご質問でございます。まず、この薬価の改定でございますが、昨年度までは3価ワクチンといいます、3種類のワクチンを混合して接種したものを、今年度からは、国の方針によりまして、4価ワクチン、4種類のワクチンを混合して接種をするということで、多様なウイルスに対応できるということでございます。そのため、薬価は増額になりまして、その関係での増ということでございます。

それから、この事業につきましては、障害のある方については60歳以上、一般の方は65歳以上ということでございます。60歳から65歳、障害のある方につきましては、対象者数が11人の1人の接種ということで、9%程度ということで。65歳以上の方につきましては、対象者数が2,567の1,344人の接種者ということで、52.4%という状況でございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

1番、大澤由香里議員。

○1番（大澤由香里君） 1番、大澤です。すみません、先ほど原島議員が質問された氷川保育園と古里保育園の児童措置費の増額のところで、ご説明で氷川保育園が10名、古里保育園が3名の増だけれども、金額が氷川が250万、古里が350万と、古里のほうが高くなっているところの説明がちょっとわからなかったもので、もう一度、詳しく説明していただけますか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 1番、大澤議員の質問にお答え申し上げます。児童措置費の年額のベースで見たときに、どうしても古里保育園のほうが総額で人数として多いということから、古里保育園のほうが増額になると。年額ベースで見たときの調整ということでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第93号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 93 号について、討論の申し出がありましたので、討論をしたいと思います。

初めに、議案第 93 号について、反対の議員の討論を行います。

1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。反対でもないんですけれども、先ほど質問いたしましたマイナンバー対応プリンターにつきまして、多額の費用をかけて、わざわざ住民のプライバシーを重大な危険にさらすマイナンバー制度には反対の立場から、その部分は賛成しかねますが、ほかの部分ではおおむね問題がないと思われまますので、賛成いたします。

○議長（須崎 眞君） 次に、賛成の討論を行います。

11 番、酒井正利議員。

○11 番（酒井 正利君） 11 番、酒井正利です。賛成の討論を行います。平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 7,168 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 2,666 万 3,000 円とするという補正予算ですが、奥多摩町の暮らしや発展に欠かすことができない、さまざまな施策に対し、限られた予算を効果的に執行しようという積極的な取り組みを図ろうとしている点で、いずれも適切なものと認められますので、賛成の討論といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 93 号の討論を終結いたします。

よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 93 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 93 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 94 号の質疑を終結します。

次に、議案第 94 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 94 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第94号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第95号の質疑を終結します。

次に、議案第95号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第4議案第95号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第95号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、小峰議員。

○4番(小峰 陽一君) 4番、小峰です。6ページの不明水調査業務委託というのがちょっとよくわからないので、簡単にご説明をお願いします。

○議長(須崎 眞君) 地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) 4番、小峰議員の質問にお答えします。

不明水の調査というものは、とりあえず大氷川地区の玉翠荘付近にマンホールポンプというのが設置してありまして、そのマンホールポンプの稼働率があまりにも激しいので、ほかの雨水が入っているのではないかという確認の調査を行うものでございます。

○議長(須崎 眞君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第96号の質疑を終結します。

次に、議案第96号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第5議案第96号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第96号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第97号の質疑を終結します。

次に、議案第97号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第6議案第97号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第97号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

次の本会議の予定は、12月18日となっておりますので、明日12月16日及び17日の2日間は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、明日12月16日及び17日、2日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は12月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員